

勤続満六月ニテ退職スル場合ハ日給二十日分六ヶ月以上勤続一ヶ月
ヲ加フルニ日給三日分ヲ加算スルコト 但シ会社ノ都合ニ依リ解僱ス
ル場合ハ右ノ倍額トシ尚六ヶ月未満ノ者ニ勤続一ヶ月ニ付日給三日
分ヲ支給スルコト

三、左ノ区分ニ依リ増給スルコト

男工 日給二月以下 二十五銭 日給二月五十銭以下 二十銭

日給三月以下 十五銭

女工 日給一月以下 二十銭 日給二月一銭以上 二十五銭

四、創立二十五周年ノ御祝ノ意ニ表義性度並ニ分配方法ヲ明示スルコト

五、病氣缺勤ノ場合ハ左ノ手続ニテ支給スルコト

一、出勤二十日以内 日給七分 一、出勤三十日以上六十日以内 日給半日分

六、演習召集ニ應ジタルトキハ其ノ服役期間日給半日分ヲ支給スルコト

(七月一日)

七月日一般工場ノ出勤率ハ前日ト異ラサルモ問題ノ中心タル電気工作部ハ急
業気分アリ何トナク浮腫ヲ生産能率ノ低下ヲ認メタリ

本委員ト目スヘキ主ナル者ハ前日同稼階上ニ集合シ造船、造機、製鉄等ノ同志
誘導ニ腐心シ頻リニ其ノ方面ニ往來シテアリ電正会ハ当初委員四、五百名
ト目セラレ居リシモ同題ノ熟スルニ從テ現在ニ於テハ殆ト全部会員トナリタリ
而シテ要求條件中退職手当ノ項目及団体交渉権ノ件ニ關シニ三修ノ正ヲ要ス
ルモノアリトシ同夜更ニ協議スルコトトナリタリ

本件發生ト共ニ協議其他凡テノ運動總本部ヲ神戸市中區六庫大井
通木村 鏡土 方ニ置クコト、ナレバ同夜更正會員ノ主ナルモノ及が長川
久通ヲ初メトシ反愛会ニ取高幹部モ集合シ協議ノ上要求條項ヲ
後記ノ如ク修正シ提呈時期モ一日モ早キヲ得策ナリトシ七月二日正
午ヲ期スルコトニ衆議一足トタル趣ナリ、高友々愛会聯合会ニ於テモ